

次期重要インフラ行動計画の検討について

○ 次期重要インフラ行動計画策定に向けた検討スケジュール

- ◆ 「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」（平成29年4月18日サイバーセキュリティ戦略本部決定）は、重要インフラ防護に係る基本的な枠組みとして、重要インフラ防護に責任を有する政府と自主的な取組を進める重要インフラ事業者等との共通の行動計画として策定・推進してきた。
- ◆ 第4次行動計画策定後3年を経過したところであるが、東京2020大会終了後改定を行うこととしている。
- ◆ 「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）についても、東京2020大会終了後に新たな戦略の策定が予定されていることから、同戦略の検討内容を踏まえながら、次期重要インフラ行動計画の検討を令和3年度内を目途に行っていく。

○ 検討の視点(例)

➤ 事業の特質及び現状を踏まえた最適な重要インフラ防護の枠組みの在り方

- 重要インフラ防護の目的は、「重要サービスの継続的提供の強靱性の確保」である。サイバー依存度の高まりとともに、日々脅威が巧妙、複雑化している現状を踏まえ、その強靱性確保のための方法論は分野、事業者によって異なっている現状をどのように反映すべきか。
- 「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画」(平成12年12月決定)が重要インフラ防護の端緒。同計画策定当初は、重要インフラに使用される情報システムの横断的かつ具体的なセキュリティ対策の導入が目標。過去20年間に得られた知見、今般の環境変化等を踏まえ、重要インフラ防護に当たり、今後どのような視点の切替えが必要なのか。

➤ 行動計画の位置づけの再確認

- 平成26年に公布、施行されたサイバーセキュリティ基本法において、重要インフラ事業者及び地方公共団体の責務、当該事業者等におけるサイバーセキュリティ確保の促進のために国が必要な施策を講ずる旨規定されていることを踏まえ、行動計画の位置づけを再確認するとともに、事業者等の自主的な取組をどのように支援することが適切であるか。